

富岡市高齢者等安心ネットワーク連絡協議会要綱

(目的)

第1条 高齢者・障害者が生きがいを持ち、安心して暮らしていくことができる地域社会を構築するため、尊厳を支えるケアネットワークとして富岡市高齢者等安心ネットワーク連絡協議会（以下「安心ネット協議会」という。）を置く。

(対象者)

第2条 安心ネット協議会の対象者は、富岡市に住所を有する65歳以上の者及び障害者とする。

(活動内容)

第3条 安心ネット協議会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 地域の社会資源やニーズの把握
- (2) 消費者被害の防止
- (3) 高齢者・障害者の虐待防止
- (4) 認知症高齢者の見守り
- (5) 閉じこもりや孤立予防
- (6) 一人暮らし高齢者・障害者家族の安否確認
- (7) 市民への啓発活動
- (8) その他

(会長及び副会長)

第4条 安心ネット協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、総会において構成団体の代表者の互選により選出する。

3 会長は、総会を招集し議長となる。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長が会長の代理を行う。

(任期)

第5条 会長及び副会長の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(構成団体等)

第6条 安心ネット協議会は、地域の高齢者の介護・福祉・医療を担う団体や専門的立場から高齢者・障害者を保護しうる団体及び高齢者・障害者の身近にいて見守り等が可能な団体（以下「構成団体」という。）と構成団体に協力する団体（以下「協力団体」という。）で組織する。

(各ネットワークの役割)

第7条 各ネットワークの役割は次のとおりとする。

- (1) 早期発見・見守りネットワークに属する構成団体及び協力団体の主たる役割は、高齢者・障害者との普段の関わりの中から、生活の変化に気づき、問題が大きくなる前に

関係者に連絡することとする。

- (2) 医療福祉介護サービス介入のネットワークに属する構成団体の主たる役割は、現に発生している問題にどのように対応するかをチームとして検討し具体的な支援を行っていくこととする。
- (3) 関係専門機関介入のネットワークに属する構成団体の主たる役割は、医療福祉介護分野における通常の相談範囲を超えた問題に対し専門的な対応を行うこととする。

(会議)

第8条 会議の種類は、総会、分野別会議、個別対応会議とする。

- (1) 総会は年1回開催し、年間の主たる活動方針を決定する。
- (2) 分野別会議は主に活動内容ごとに開催し、具体的活動内容について決定する。
- (3) 個別対応会議は個別の問題が発生した時に、速やかに関係者が集まり開催する。

(庶務)

第9条 安心ネット協議会の庶務は、健康福祉部高齢介護課において処理する。ただし、庶務業務の全部又は一部を適切に行うことができると認める社会福祉法人その他の団体に委託することができる。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

この要綱は、平成24年5月12日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。